

○宇部市水道条例

昭和三十五年六月二十五日

条例第三十六号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 給水装置の工事及び費用（第五条—第十三条の二）
- 第三章 給水（第十四条—第二十三条の三）
- 第四章 料金及び手数料（第二十四条—第三十三条）
- 第五章 管理（第三十四条—第三十八条）
- 第六章 補則（第三十九条）

附則

第一章 総則

（この条例の趣旨）

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、宇部市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

（定義）

第三条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（平一〇条例一二・平一七条例四三・平二五条例四二・令三条例四〇・一部改正）

（給水装置の種類）

第四条 給水装置は、次の三種とする。

- 一 専用給水装置 一戸又は一箇所専用するもの
- 二 連用給水装置 二戸以上で共用するもの
- 三 私設消火栓 消防用に使用するもの

（昭六二条例二七・一部改正）

第二章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の工事の申込み）

第五条 給水装置の新設、改造又は撤去（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申込みに当たり必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（昭六二条例二七・平一〇条例一二・一部改正）

（給水装置の工事の費用負担）

第六条 給水装置の工事に要する費用は、当該給水装置の工事の申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（平一〇条例一二・一部改正）

（施設整備納付金）

第六条の二 給水装置を新設し、又は水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増径しようとする者は、前条に規定する工事費のほか、次に掲げる区分による施設整備納付金の額に消費税法（昭和六十三年法律第八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額（以下単に「消費税額及び地方消費税額」という。）を加えた額（以下「納付金」という。）を納入しなければならない。

一 新設の場合 次表のメーター口径の区分に応じた納付金の額

メーター口径	施設整備納付金
一三ミリメートル	四五、〇〇〇円
二〇〃	六七、〇〇〇円
二五〃	一一二、〇〇〇円
三〇〃	一五七、〇〇〇円
四〇〃	三三七、〇〇〇円
五〇〃	五六二、〇〇〇円
七五〃	一、四八五、〇〇〇円
一〇〇〃	二、八一二、〇〇〇円
一五〇〃	七、二四五、〇〇〇円
二〇〇〃	一三、七〇二、〇〇〇円
二五〇〃	二〇、八八〇、〇〇〇円

二 増径の場合 前号の表における新口径に係る納付金と旧口径に係る納付金の差額

- 2 前項の納付金は、工事申込みの際、納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、工事申込み後納入することができる。
- 3 既納の納付金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合は、還付し、又は変更することができる。

(昭五六条例二七・平元条例三九・平四条例一・平九条例二一・一部改正)

(給水装置の工事の設計及び施行)

第七条 給水装置の工事の設計及び施行は、管理者又は法第十六条の二第一項の規定により管理者の指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。

- 2 指定給水装置工事事業者が給水装置の工事の設計及び施行を行うときは、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事の完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第一項に規定する指定給水装置工事事業者の指定に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(昭六二条例二七・全改、平一〇条例一二・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定等)

第七条の二 管理者は、災害等による給水装置の損傷を未然に防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に使用する給水管及び給水用具の構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該配水管の取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を付することができる。

(平一〇条例一二・追加)

(工事費の算出方法)

第八条 管理者が施行する給水装置の工事の工事費（以下「工事費」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

- 一 材料費
- 二 運搬費
- 三 労力費
- 四 道路復旧費
- 五 工事監督費

六 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前二項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・一部改正)

(工事費の納入)

第九条 給水装置の工事の申込者は、前条の規定により算出した工事費を工事の完了後納入しなければならない。

(昭六二条例二七・全改)

第十条 削除

(昭六二条例二七)

(給水装置の所有権移転の時期)

第十一条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、工事費が完納になった時とし、その管理は、工事費が完納になるまでの間においても、給水装置の工事の申込者の責任とする。

(平一〇条例一二・一部改正)

(工事費未納の場合の措置)

第十二条 管理者は、給水装置の工事の申込者が工事費を指定期限内に納入しないときは、当該給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、給水装置の工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(平一〇条例一二・一部改正)

(給水装置の変更等の工事)

第十三条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の工事に要した費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・一部改正)

(給水装置の修繕)

第十三条の二 管理者は、第二十三条第一項の規定による届出があつたとき、又は管理者が必要があると認めたときは、当該給水装置を修繕することができる。

2 前項の修繕に要した費用は、水道の使用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）の負担とする。ただし、管理者が公益上その他の理由により必要があると認めたときは、管理者の負担とすることができる。

（昭六二条例二七・追加）

第三章 給水

（給水の原則）

第十四条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

（昭六二条例二七・平一〇条例一二・一部改正）

（給水の申込み）

第十五条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（昭六二条例二七・一部改正）

（代理人の選定）

第十六条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者の中から代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があつたときまた同様とする。

（昭六二条例二七・一部改正）

（管理人の選定）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。管理人に変更があつたときまた同様とする。

- 一 給水装置を共有する者
- 二 給水装置を共用する者
- 三 その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

（昭六二条例二七・一部改正）

（メーターの設置）

第十八条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターを設置する位置は、管理者が定める。

(昭五六条例二七・昭六二条例二七・平一五条例二一・一部改正)

(メーターの貸与)

第十九条 メーターは、管理者が設置して、水道使用者等に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(昭六二条例二七・一部改正)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第二十条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

一 水道の使用をやめようとするとき。

二 用途を変更しようとするとき。

三 消防演習に私設消火栓を使用しようとするとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

一 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。

二 給水装置の所有者に変更があつたとき。

三 消防用として水道を使用したとき。

(昭六二条例二七・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第二十一条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習のために使用するときは、管理者の指定する職員の立会を受けなければならない。

(昭六二条例二七・一部改正)

第二十二条 削除

(水道使用者等の管理上の責任)

第二十三条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに、管理者に届け出なければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(昭六二条例二七・一部改正)

(貯水槽水道に係る管理者の責務)

第二十三条の二 管理者は、貯水槽水道(法第十四条第二項第五号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の設置者に対し、当該貯水槽水道の管理上、必要があると認めるときは、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理上、必要な事項について情報を提供を行うものとする。

(平一五条例二一・追加)

(貯水槽水道に係る設置者の責務)

第二十三条の三 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第三条第七項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第三十四条の二に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に管理者が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

(平一五条例二一・追加)

第四章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第二十四条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 連用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(平一〇条例一二・一部改正)

(料金)

第二十五条 料金は、メーター口径又は用途に応じ、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる基本料金又は基本料金及び従量料金を合算した額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

メーター口径及び用途	基本料金(一箇月につき)	従量料金(一立方メートルにつき)		
		第一段	第二段	第三段
一三ミリメートル	一〇立方メートルまで 一、一三〇円	一〇立方メートルを超え二〇立方メートルまで	二〇立方メートルを超え一〇〇立方メートル	一〇〇立方メートルを超えるもの
二〇〃	一〇立方メートルまで	一〇立方メートルまで	一〇立方メートル	二四四円

	一、三六〇円	一六八円	二〇二円	
二五〃	一〇立方メートルまで 一、九一〇円			
三〇〃	二、七五〇円	二〇立方メートルまで 一六八円	二〇立方メートルを超え一〇〇立方メートルまで 二〇二円	一〇〇立方メートルを超えるもの 二四四円
四〇〃	五、〇〇〇円			
五〇〃	一〇、〇〇〇円			
七五〃	二四、六〇〇円			
一〇〇〃	五〇、四〇〇円			
一五〇〃	一四四、〇〇〇円			
二〇〇〃	三〇三、〇〇〇円			
二五〇〃	五四七、〇〇〇円			
連用給水用	一〇立方メートルまで 一、一三〇円	一〇立方メートルを超えるもの 一四二円		
公衆浴場用	各メーター口径基本料金	メーター口径二五ミリメートル以下 のとき一〇立方メートルを超え 二〇立方メートルまで 一六八円	二〇立方メートルを超えるもの 七〇円	
		メーター口径三〇ミリメートル以上 のとき二〇立方メートルまで 一六八円		

2 前項の規定にかかわらず、三階以上の中高層集合住宅における二十ミリメートル及び二十五ミリメートルのメーター口径は、十三ミリメートルのメーター口径とみなす。

3 第一項の規定に該当しない料金は、使用水量一立方メートルにつき四百二十円を超えない範囲内で管理者が定める。この場合においては、料金の合計額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

(昭五六条例二七・昭六二条例二七・平元条例三九・平四条例一・平七条例四三・平九条例二一・平一〇条例一九・平三〇条例二四・一部改正)

(料金の算定)

第二十六条 料金は、二箇月ごとに定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターを検針して、その示す使用水量をその日の属する月分及びその前月分として算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。

2 前項の二箇月検針に基づく使用水量は、各月均等に給水したものとみなす。

(昭六二条例二七・一部改正)

(使用水量及び用途の認定)

第二十七条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- 一 メーターに異状があつたとき。
- 二 料率の異なる二種以上の用途に水道を使用したとき。
- 三 使用水量が不明のとき。
- 四 その他管理者が必要と認めたとき。

(昭六二条例二七・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第二十八条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合の料金は、一箇月分として算定する。

2 月の中途においてメーター口径又は用途を変更したときは、使用日数の多いメーター口径又は用途の料金とする。ただし、使用日数が等しいときは、検針時のメーター口径又は用途の料金とする。

(平一〇条例一二・一部改正)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第二十九条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(昭六二条例二七・一部改正)

(料金の徴収方法)

第三十条 料金は、納入通知書により二箇月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時にこれを徴収することができる。

(昭六二条例二七・一部改正)

(手数料)

第三十一条 第七条第一項の指定又は指定の更新を受けようとする者は、手数料として一万円を納付しなければならない。

2 第七条第二項の設計審査及び工事検査を受けようとする者は、次の表に掲げる区分に応

じた手数料を納付しなければならない。

区分 口径	二五ミリメートル以下	三〇ミリメートル以上 五〇ミリメートル以下	七五ミリメートル以上
新設工事一件につき	二、四〇〇円	四、八〇〇円	七、二〇〇円
改造又は撤去工事一件 につき	一、二〇〇円	二、四〇〇円	三、六〇〇円

3 前二項の手数料は、管理者が別に定めるところにより指定又は設計審査若しくは工事検査の申請を行う際に管理者が徴収するものとする。

4 管理者は、指定又は設計審査若しくは工事検査に特別の費用を必要とすると認めるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その実費を徴収することができる。

(平一〇条例一二・全改、令元条例一七・一部改正)

第三十二条 管理者は、法第十八条第二項の規定により検査を行った場合において、特別の費用を要するときは、検査の請求をした者からその実費を徴収することができる。

(平一〇条例一二・一部改正)

(料金、手数料等の減額又は免除)

第三十三条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(昭六二条例二七・一部改正)

第五章 管理

(給水装置の基準違反に対する措置)

第三十四条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和三十三年政令第三百三十六号)第六条に定める基準に適合していないときは、当該者の給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、その基準に適合させるまでの間、当該者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、当該者の給水の申込みを拒み、又は当該者に対する給水を停止することができる。ただし、法第十六条の二第三項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更該当するとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・平一三条例一・平一五条例二一・令元条例一

七・一部改正)

(給水の停止)

第三十五条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- 一 水道の利用者が第六条の規定による工事費、第六条の二の規定による施設整備納付金、第十三条の二第二項の規定による修繕費、第二十五条の規定による料金、第三十一条又は第三十二条の規定による手数料を指定期間内に納入しないとき。
- 二 水道の利用者が正当な理由がなく、第二十六条の規定による使用水量の計量又は法第十七条の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- 三 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・一部改正)

(給水装置の切離し)

第三十六条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- 一 給水装置の所有者が六十日以上所在が不明で、かつ給水装置の利用者がいないとき。
- 二 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(昭六二条例二七・一部改正)

(過料)

第三十七条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、五万円以下の過料を科する。

- 一 第五条の規定による承認を受けずに給水装置の工事をした者
- 二 正当な理由がなく、第十八条第二項の規定によるメーターの設置、第二十六条の規定による使用水量の計量、法第十七条の規定による給水装置の検査又は第三十五条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- 三 第二十三条第一項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- 四 第二十五条の規定による料金、第三十一条又は第三十二条の規定による手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・平一五条例二一・一部改正)

第三十八条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第二十五条の規定による料金又は第三十一条若しくは第三十二条の規定による手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万

円とする。)以下の過料を科する。

(昭六二条例二七・平一〇条例一二・平一五条例二一・一部改正)

第六章 補則

(委任)

第三十九条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

(平一〇条例一二・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十五年七月一日から施行する。ただし、第二十五条の規定は、昭和三十五年八月分料金から施行する。

(宇部市水道使用条例の廃止)

- 2 宇部市水道使用条例(昭和三十九年条例第二十二号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、現に旧条例の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(厚狭郡楠町との合併に伴う経過措置)

- 4 平成十六年十月三十一日における厚狭郡楠町の給水区域内において、同日以前に検針又は認定した使用水量に係る料金については楠町水道事業給水条例(平成十四年楠町条例第十一号。以下「楠町条例」という。)の規定の例により、同日後に検針又は認定する使用水量に係る料金についてはこの条例の規定により算定するものとする。

(平一六条例一〇三・追加)

- 5 厚狭郡楠町との合併の日前にした楠町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、楠町条例の規定による取扱いの例による。

(平一六条例一〇三・追加)

(宇部市簡易水道条例の廃止に伴う経過措置)

- 6 宇部市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年条例第十六号)附則第二項第一号の規定による廃止前の宇部市簡易水道条例(以下「旧簡易水道条例」という。)第二条の給水区域内において、平成二十一年四月一日(以下「施行日」という。)前に検針又は認定した使用水量に係る料金については旧簡易水道条例の規定の例により、施行日以後に検針又は認定する使用水量に係る料金についてはこの条例

の規定により算定するものとする。

(平二一条例一六・追加)

- 7 この条例の施行の際、現に旧簡易水道条例の規定によりなされた処分又は手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(平二一条例一六・追加)

附 則 (昭和三十六年三月四日条例第十六号)

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年一月三十日条例第一号) 抄

- 1 この条例は、昭和三十七年二月一日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行後五年を経過した日に、その効力を失う。

附 則 (昭和三十九年三月十三日条例第二十七号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年四月一日条例第六十九号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十年十月九日条例第三十二号)

- 1 この条例は、昭和四十年十月十日から施行する。
- 2 改正後の宇部市水道条例第二十五条の規定は、昭和四十年十月十日以後に使用する使用水量に係る水道料金について適用し、同年同月同日前に使用した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十一年十二月二十七日条例第七十三号)

この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四十二年四月一日条例第二十号) 抄

- 1 この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十四年八月十三日条例第三十一号)

- 1 この条例は、昭和四十四年九月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市水道条例第二十五条の規定は、昭和四十四年九月一日以後に使用する使用水量に係る水道料金について適用し、同年同月同日前に使用した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十六年三月三十一日条例第十九号)

この条例は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(昭和四六年規則第一八号で昭和四六年四月二九日から施行)

附 則 (昭和四十七年十二月二十八日条例第五十三号)

- 1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の前になされた、給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径しようとする場合の工事申込みは、この条例施行の日以後一月以内に工事に着手しないときは、納付金に関する規定の適用に限り、当該工事の申込みを取消したものとみなす。

附 則 (昭和四十九年三月一日条例第八号)

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市水道条例第二十五条の規定は、昭和四十九年六月一日以降の検針分から適用し、同年同月同日前に検針した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十年十月十七日条例第三十九号)

- 1 この条例は、昭和五十年十一月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市水道条例 (以下「新条例」という。) 第二十五条の規定は、昭和五十一年二月一日以降の検針分から適用し、同年同月同日前に検針した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第三十条の規定は、昭和五十一年一月一日以降の徴収分から適用する。

附 則 (昭和五十六年十月十五日条例第二十七号)

- 1 この条例は、昭和五十六年十二月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市水道条例 (以下「改正後の条例」という。) 第六条の二第一項の規定は、昭和五十六年十二月一日 (以下「施行日」という。) 以後の工事申込みに係る納付金について適用し、施行日前の工事申込みに係る納付金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第二十五条の規定は、施行日以後に使用する使用水量に係る水道料金について適用し、施行日前に使用した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、施行日以後に徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用水量の使用期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなし、日割計算により算定する。

附 則 (昭和六十二年十二月二十四日条例第二十七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇部市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第二十五条の規定は、昭和六十三年四月一日（以下「施行日」という。）以降の検針分から適用し、施行日前に検針した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第三十一条の規定は、施行日以後の工事申込みに係る手数料について適用し、施行日前の工事申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月三十一日条例第三十九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇部市水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されているものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月三十日後である水道の利用者にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以降初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利の確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月三十日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

附 則（平成四年一月三十日条例第一号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年二月一日から施行する。ただし、第六条の二第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇部市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の二第一項の規定は、平成四年四月一日以後の工事申込みに係る納付金について適用し、同日前の工事申込みに係る納付金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第二十五条の規定は、平成四年四月一日以後の検針分から適用し、同日前に検針した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成七年十二月二十五日条例第四十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第二十五条第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量に係る水道料金について適用し、施行日前の使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日以後に徴収する水道料金のうち、その算定の基礎となる使用水量の使用期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなし、一箇月の日数を三十日として、日割計算により算定する。

附 則（平成九年三月三十一日条例第二十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成九年四月三十日までの間に料金の額が確定するもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月三十日後であるもの（次項において「特定料金」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）については、なお従前の例による。
- 3 特定料金のうち、なお従前の例による部分は、施行日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成九年四月三十日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

附 則（平成十年三月二十七日条例第十二号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年六月三十日条例第十九号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十年七月一日から施行する。

（宇部市水道条例の一部改正に伴う経過措置）

2 小野地区（宇部市大字小野、藤河内、檢小野、如意寺及び櫛原の区域内をいう。）のうち、第三条の規定による廃止前の宇部市簡易水道条例（以下「旧簡易水道条例」という。）第三条第二項に規定する区域における料金については、第一条の規定による改正後の宇部市水道条例第二十五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号の表の上欄に掲げる規定の表に定める同表の中欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる金額に読み替えて適用する。

一 平成十年七月一日から平成十一年三月三十一日までの間

条項名	料金	適用料金
第二十五条第一項	二、七五〇円	一、三一〇円
	五、〇〇〇円	二、四〇〇円
	一〇、〇〇〇円	四、八〇〇円
	二四、六〇〇円	一一、八〇〇円
	五〇、四〇〇円	二四、一〇〇円
	一四四、〇〇〇円	六八、八〇〇円
	三〇三、〇〇〇円	一四四、八〇〇円
	五四七、〇〇〇円	二六一、四〇〇円
	一六八円	八〇円
	二〇二円	九七円
	二四四円	一一七円
第二十五条第二項	一、一三〇円	五四〇円
	一、三六〇円	六五〇円
	一、九一〇円	九一〇円
	二〇二円	九七円
	二四四円	一一七円
	一四二円	六八円
	七〇円	三三円

二 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間

条項名	料金	適用料金
第二十五条第一項	二、七五〇円	二、〇四〇円
	五、〇〇〇円	三、七〇〇円

	一〇、〇〇〇円	七、四〇〇円
	二四、六〇〇円	一八、三〇〇円
	五〇、四〇〇円	三七、五〇〇円
	一四四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円
	三〇三、〇〇〇円	二二五、一〇〇円
	五四七、〇〇〇円	四〇六、四〇〇円
	一六八円	一二四円
	二〇二円	一五〇円
	二四四円	一八〇円
第二十五条第二項	一、一三〇円	八四〇円
	一、三六〇円	一、〇一〇円
	一、九一〇円	一、四二〇円
	二〇二円	一五〇円
	二四四円	一八〇円
	一四二円	一〇五円
	七〇円	五二円

3 旧簡易水道条例第三条第二項に規定する区域において、平成十一年四月一日以後に徴収する料金のうちその算定の基礎となる使用水量の使用期間が同日前にまたがるもの及び平成十二年四月一日以後に徴収する料金のうちその算定の基礎となる使用水量の使用期間が同日前にまたがるものについては、それぞれ当該使用水量を当該使用期間の各日に均等に使用したものとみなし、一箇月の日数を三十日として、日割計算により算定する。

4 この条例の施行前に旧簡易水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、宇部市水道条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成十三年三月二十九日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日条例第二十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十月八日条例第百三号）

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成十七年九月二十八日条例第四十三号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十日条例第十六号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年十二月二十七日条例第四十二号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(宇部市水道条例の一部改正等に伴う経過措置)

- 15 この条例の施行の日前に附則第四項の規定による改正前の宇部市水道条例、附則第七項の規定による改正前の宇部市下水道事業受益者負担に関する条例又は附則第九項の規定による改正前の宇部市下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこれらの規定による改正後の宇部市水道条例、改正後の宇部市下水道事業受益者負担に関する条例又は改正後の宇部市下水道条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成三十年三月二十九日条例第二十四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 小野地区(宇部市大字小野、藤河内、檢小野、如意寺及び櫛原の区域内をいう。)における料金については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成三十年七月三十一日までの間に料金の額が確定するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年十月七日条例第十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二十四日条例第四十号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行日前に附則第三項の規定による改正前の宇部市水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の宇部市水道条例の相当規定によりなされた

処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和六年三月二十九日条例第二十号）
（施行期日）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。